

運営会議の組織および運営に関する規則

平成 28 年 5 月 25 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、当協会の定款に基づき、当協会の運営会議に関する事項を規定し、法令を遵守し、その適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営会議の種類)

第 2 条 運営会議は、通常運営会議と臨時運営会議とする。

2 通常運営会議は、事業年度毎に 8 月、1 月および 4 月の年 3 回開催する。

3 臨時運営会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 事務長が必要と認めたとき

(2) 事務長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって事務長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から起算して 5 日以内に招集の通知が発せられない場合で、当該請求をした理事が招集したとき

(4) 定款の規定により、監事から事務長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(運営会議の構成)

第 3 条 運営会議は、すべての理事をもって組織する。

第 2 章 運営会議の招集

(招集)

第 4 条 運営会議は事務長が招集する。

2 第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合および同条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合は前項の限りではない。

3 事務長は、第 2 条第 3 項第 2 号または同条第 3 項第 4 号前段の請求があった場合は、2 週間以内の日を開催の日とする臨時運営会議を招集しなければならない。

4 理事全員の改選直後の運営会議は、各々理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 5 条 運営会議を招集するときは、日時、場所、開催の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、理事および監事に対して通知しなければならない。

2 事務長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

3 前 2 項の規定に係らず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく運営会議を開催することができる。

第 3 章 運営会議の議事

(運営会議の議長)

第 6 条 運営会議の議長は、事務長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、事務長が欠席した場合または理事全員改選直後の運営会議における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 運営会議は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(運営会議の決議方法)

第8条 運営会議に付された事項は、出席した議決に加わることのできる理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第9条 理事が、運営会議の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の運営会議の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第10条 理事または監事が、理事および監事の全員に対し、運営会議に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を運営会議に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第20条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、運営会議に出席し、意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第12条 運営会議が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 運営会議の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した代表理事および監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の写しの配布)

第14条 議長は、欠席した理事および監事に対して、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を遅滞無く報告するものとする。

第4章 運営会議の権限

(権限)

第15条 運営会議は、当協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事ならびに執行理事の選定および解職を行う。

(決議事項)

第16条 運営会議が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項で以下のもの

イ 当協会の業務執行の決定

ロ 代表理事ならびに執行理事の選任および解任

ハ 評議員会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定

ニ 重要な財産の処分および譲受

ホ 多額の借入

- ヘ 重要な使用人の選任および解任
 - ト 従たる事務局その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - チ 重要な内部管理体制の整備
 - リ 定款その他規則の規定する制限を受ける理事の取引の承認
 - ヌ 事業計画書および収支予算書等の承認
 - ル 事業報告および計算書類等の承認
 - ヲ その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項で以下のもの
- イ 規則の制定、変更および廃止
 - ロ 事務長の選任および解任
 - ハ 定款第 40 条第 1 項の責任の免除および同条第 2 項の責任限定契約の締結
 - ニ 基本財産の指定、維持および処分
 - ホ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項で以下のもの
- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業その他の争訟の処理
 - ハ その他運営会議が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 17 条 理事が定款その他規則の規定する制限を受ける取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期および場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

(責任の免除)

第 18 条 運営会議は、役員のパ賠償責任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の規定に基より、理事の責任免除に関する議案を運営会議に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定に基より、役員等の責任を免除する旨の決議を行なったときは、代表理事は、遅滞なく法に定める事項および責任を免除することに異議がある場合には 3 ヶ月以内に異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 総評議員の 10 分の 1 以上の評議員が 3 ヶ月以内に意義を述べたときは、運営会議は第 1 項の規定に基づく免除をすることができない。

(責任限定契約)

第 19 条 運営会議は、定款に基づき、外部役員との間で、法に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた

額と法の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報告事項)

第20条 代表理事ならびに執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を運営会議に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを運営会議に報告しなければならない。

3 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、運営会議に報告しなければならない。

第5章 雑則

(事務局)

第21条 運営会議の事務局の事務局長は、事務長をもって充てる。

(改廃)

第22条 この規則の改廃は運営会議の決議による。

附 則

この規則は、平成28年5月21日から施行する。

別表 (議事録への記載事項)

1 通常運営会議

(1) 運営会議が開催された日時および場所

(2) 運営会議の招集が、事務長以外の理事の請求を受けた招集、事務長以外の請求をした理事の招集、監事の請求を受けた招集または監事の招集ときは、その旨

(3) 運営会議の議事の経過の要領およびその結果

(4) 特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名

(5) 定款の規定により運営会議において述べられた理事の報告、監事の報告または監事の意見その他意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要

(6) 議長の氏名

2 みなし決議

(1) 運営会議の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 上記1の事項を提案した理事の氏名

(3) 運営会議の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告の省略

(1) 運営会議への報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 運営会議への報告を要しないものとされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名